

平成30年度

東近江市農業委員会  
第12回（3月期）月例総会  
議事録

1. 開催日時 平成31年3月11日（月）午前9時から午前11時00分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313会議室

3. 出席委員 21人 欠席委員 1人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	12	出
2	出	13	出
3	出	14	出
4	出	15	出
5	出	16	出
6	出	17	出
7	欠	18	出
8	出	19	出
9	出	20	出
10	出	21	出
11	出	22	出
議長（会長）			

#### 4. 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について

議案第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について

議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

議案第7号 2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について

議案第8号 農地の貸借権の合意解約の報告について

議案第9号 東近江市農用地利用集積計画（案）について

議案第10号 東近江市農業委員会規程の一部改正について

報告事項 下限面積（別段面積）について

## 5. 事務局職員

### 農業委員会事務局

局長	参事
副主幹	主事

### 農業水産課

主事	
----	--

## 6. 会議の内容

議長 ただ今から、平成30年度第12回、3月期の月例総会を開会致します。  
委員総数22名のうち、現在の出席者数は21名、欠席者数は1名であり、  
この総会は成立致します。  
日程第1は、議事録署名委員の指名であります。  
議席番号4番〇〇〇〇委員、5番〇〇〇〇委員を指名致します。

議長 日程第2は、議事の上程であります。  
最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を  
議題と致します。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、  
次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について、能登川町に居住される譲受人と京都府向日市に居住される譲  
渡人から、譲渡人所有の農地1筆、能登川町字御屋敷〇〇〇番、142㎡、地目  
「畑」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は312.72aで下限面積を上回っております。  
権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、地域  
の農業に配慮するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考え  
ます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、ト  
ラックを所有し、乾燥機、籾摺機は地元と共同利用をされています。経営農地  
は世帯1人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしてい  
ると考えます。

担当委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2について、平田町に居住される譲受人と大阪府豊中市に居住される譲渡  
人から、譲渡人所有の農地1筆、平田町字蒲生野〇〇〇番、1,247㎡、地目「畑」  
について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は244.29 a で下限面積を上回っております。権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、地域の農業に配慮することと、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、トラックを所有し、乾燥機、糞摺機は地元営農組織と共同利用をされています。経営農地は世帯4人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3について、大中町に居住される、遺言者より選任された遺言執行者を譲渡人として、農地1筆、栗見新田町字中ノ葎〇〇〇番、3,173 m<sup>2</sup>、地目「田」について遺贈による所有権移転の申請がされました。

農地の所有者が遺言により農地を相続人以外の第三者に贈与する場合について、特定の農地のみを遺贈する場合、これを特定遺贈と言います。

本申請は相続人以外が受遺者となるため農地法第3条の許可を要します。遺贈は遺言者の単独行為であり、受遺者は民法第986条の規定により、遺贈を受けるか放棄するしか選択肢がないため、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、譲渡人の単独申請となります。

なお、遺言により指定されている譲受人は遺言執行者であります。

譲受人の取得後における耕作面積は337.43 a で下限面積を上回っております。譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することと、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、トラックを所有しておられ、乾燥調整、糞摺りは個人に作業委託をされています。経営農地は世帯1人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4について、福堂町に居住される、遺言者より選任された遺言執行者を譲渡人として、農地1筆、福堂町字里ノ南〇〇〇番、138 m<sup>2</sup>、地目「畑」について遺贈による所有権移転の申請がされました。

先ほどの番号3と同様に特定遺贈となり、農地法第3条の許可を要し、譲渡人の単独申請となります。

なお、遺言により指定されている譲受人は遺言執行者であります。

譲受人の取得後における耕作面積は89.29 a で下限面積を上回っております。権利移転の農地は畑の取得ですが譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することと、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラックを所有しておられ、トラクター、コンバイン、田植機はリース、乾燥調整、糶摺りは個人に作業委託をされています。経営農地は世帯1人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
1番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)  
それでは、2番について何かご意見はございますか。  
(異議なし)  
それでは、3番について何かご意見はございますか。  
(異議なし)  
それでは、4番について何かご意見はございますか。  
(異議なし)

- 議 長 それでは議案第1号の4件につきまして採決に移ります。  
本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

- 議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

- 議 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

- 事務局 それでは議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。  
ここで、議案の説明に入ります前に議案書の訂正をさせていただきます。  
番号4につきましては、許可申請の取り下げ願がありましたので、取り下げとさせていただきます。

それでは、番号1についてご説明いたします。

本件の譲受人は京都市上京区に所在する太陽光を利用した発電業務及び電力の販売を行う法人で、譲渡人は今堀町に居住する者で、売買により太陽光発電施設として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市蛇溝町字長谷野〇〇〇番、登記地目、現況地目ともに「田」面積991㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は太陽光を利用した発電業務を行うにあたり、面積が 800 m<sup>2</sup>から 1,000 m<sup>2</sup>で昼間の日照が確保される条件に合う土地を探している中で、所有者と売買の話がまとまったためとしています。

土地の利用計画につきましては、横幅 99.2 cm、長さ 165 cmで 1 枚あたり 280W 出力の太陽光パネルを 360 枚、傾斜度 10 度～15 度にて設置し、総出力 100.8kw となります。また、集めた電力を送電するパワーコンディショナーを 9 台設置します。

土地の造成計画については、現状地盤に透水性の防草シートを敷き、周囲にはフェンスを設置されます。雨水については、地下浸透にて処理されます。

申請地は、東近江市布引体育館から南へ約 340mに位置し、周囲を田、宅地、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね 10ha 未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断できます。

第 2 種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

資金については、自己資金と借入金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第 5 条第 2 項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号 2 についてご説明いたします。

本件の借受人は、東京都品川区に拠点を置くフランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストア等の経営に関する事業等を営む法人です。貸渡人は、宮荘町に居住する者で、賃貸借により店舗(コンビニエンスストア)を改築するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市今町〇〇〇番、登記地目、現況地目ともに「田」、面積 1,049 m<sup>2</sup>の内、532.9 m<sup>2</sup>の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借受人は、現在、隣接地で店舗運営を行っておりますが、大型トラックの増加に伴い駐車場を拡張し、店内に休憩スペースを設けるために店舗を改築するとしています。

土地の利用計画につきましては、隣接する既存敷地を含めた土地に、建築面積 213.91 m<sup>2</sup>の店舗を建設と普通車 27 台、大型車 6 台、車いす用車両 1 台の駐車場として利用される計画であります。

土地の造成計画については、現状地盤から耕土を 30 cm 鋤取り良質土にて盛土をされた後、アスファルト舗装で仕上げをされます。雨水につきましては、南側前面道路の既設側溝へ放流する計画となっております。

申請地は、東近江市立能登川東小学校から東へ約 500mに位置し、周囲を田、道路、宅地に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね 10ha 以上の農地であることから、第 1 種農地と判断できます。

第 1 種農地は、原則許可できませんが、既存施設の敷地面積が 2,215.54 m<sup>2</sup>あり、拡張部分が既存施設の 24.1%となるため、既存施設の隣接土地の施設拡張に関する事業で、拡張部分が既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものであることから例外的に許可し得るものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

なお、申請地は都市計画法第 29 条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとしします。

以上、農地法第 5 条第 2 項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号 3 についてご説明いたします。

本件の譲受人は上平木町に所在する土木工事業を営む法人で、譲渡人は上平木町に居住する者で、売買により車両置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市上平木町字大開道〇〇〇番、登記地目「田」、現況地目「宅地」、面積 254 m<sup>2</sup>の土地です。

なお、申請地については、農地法の許可を受けずに、昭和 48 年に譲渡人が倉庫を建築したとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人である法人は、事業の拡大に伴い資材や重機が増加し、これらの保管場所に苦慮されていました。そこで、会社からも比較的近く、利便性を考慮して当該申請地を選定されました。土地の利用計画につきましては、除雪機 2 台、ローラー 1 台、発電機等の保管場所として利用される計画であります。

土地の造成計画については、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、西側の用悪水路へ放流される計画となっております。

申請地は、東近江市立平田コミュニティーセンターから北西へ約 780mに位置し、周囲を道路、用悪水路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。特定土地改良事業等が施行された区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断できます。

第 1 種農地については、原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第 5 条第 2 項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4は取り下げられましたので、番号5についてご説明いたします。

本件の借受人、貸渡人ともに三津屋町に居住する者で、使用貸借により農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市三津屋町字柿立〇〇〇番、登記地目「田」、現況地目「宅地」面積1,686㎡の内、136㎡の土地です。

なお、申請地については、農地法の許可を受けずに、平成3年頃に貸渡人が農業用資材の収納庫を設置したとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、県道の拡張工事に伴い、現在使用している農業用倉庫の移設を余儀なくされました。そこで、倉庫を曳家により南に約80mの位置にあり、貸渡人である父親が所有する当該申請地へ移設することを計画されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積74.11㎡の2階建て農業用倉庫を移設され、農業用機械及び資材を収納される計画であります。

土地の造成計画については、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、西側に隣接する自らの敷地内にある用水榭へ放流される計画となっております。

申請地は、東近江市立八日市西小学校から北東へ約200mに位置し、周囲を道路、宅地に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。特定土地改良事業等が施行された区域内にある農地であることから、第1種農地と判断できます。

第1種農地は、原則許可できませんが、農業用施設であることから例外的に許可し得るものです。

資金については県の物件移転等損失補償費を利用され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、県との物件移転等損失補償契約書の写し、愛知川沿岸土地改良区の意見書等、法定書類も添付されており、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

20番 去る3月5日に、〇〇〇〇委員と事務局と一緒に現地調査に行っていました。

4件ございまして、事務局の説明がありましたように、その内の2件については顛末書が付いた案件でございます。

1番ですが、写真のこの部分については白地となっており、私の感触としては、ここは太陽光発電よりも住宅地にした方が良いのでは、と思うところですが、

いろいろな事情があつて太陽光発電にされるようですが、特に問題は無いと思われまふ。

2番の案件ですが、ここも白地ですが、事務局の説明がありましたように、コンビニですが、トラックを相当数を止めなければならなくなつて来たということで、今回、敷地を拡張されることとなりましたが、ここも特に問題は無いと思われまふ。敷地の裏側には店の表側を通らなくてよいように、小学生の通学路が設けてありますが、今回の拡張を行つても同じように裏側に通路を設置されるということです。

3番ですが、これは顛末書案件です。昭和48年頃に無許可で建てられたということです。特に問題は無いと思ひますが、一言申しますと、当時、建物を建てるとなると建築確認が取られていると思ひますが、行政では建築にあたり転用が出されているか確認されていると思ひますが、昭和48年当時の行政がどのようなになっていたか分かりませんが、行政もその辺をしっかりと見ていただかないといけないのかと思ひました。併せて、この建屋ですが、写真を見ていただいたら分かると思ひますが、かなり老朽化もして石綿スレートも剥がれているところもありますが、この裏には住宅もありますので、新しく買われる方には酷なことと思ひますが、台風などで飛んでしまわないような対応をしていただければと思ひます。

5番の案件ですが、これも顛末書案件です。これは道路の拡張に伴ひまして、既存道路に隣接した所に倉庫がありましたので、それを退ける必要が出てきまして、写真のハウスが写っている所が簡易の倉庫にされているのですがそれを潰して、先程の倉庫を引き家さんに引っ張ってもらつて移設するということです。そのような状況で特に問題は無いと思ひます。

以上、報告とさせていただきます。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。  
それでは審議に入ります。1番について、何かご意見はございますか。

9番 近隣の人達の問題はないのですか。

事務局 事業者からの自治会等への説明の経過書は付けていただいております。ただ、直接の隣接の宅地の方の承諾を得ているかというものは求めておりません。

9番 そこが問題として、先月から私の近隣の集落のところで、息子さんがクレーンの置場をするということで農地を潰すという計画をされた時に、近隣の方の非常に強烈な反対の声が上がりまして、1カ月程かかりまして、まだ続いているのですが、この方は計画を考え直さざるを得ないという状況に來ています。今の件ですが、自治会長や農業組合長は全員のことを考えなければいけないのですが、まあまあ大丈夫であろうという考えでおられると、近隣の方が猛烈な反対が起り、遺恨が残つてしまうと、農業委員会への批判も出て來る可能性もあります。そのようなことで、ここに隣接する宅地の人達にも聞いていないということだと禍根を残すことにもならないかと心配です。かと言って反対が

できる訳ではありませんが、そこはチェックをしておく必要があると思いますし、それらの問題があれば解決されているということを確認して許可をするべきだと思います。最近、私の近くであった事例を考えますと、このような案件は慎重に考えてほしいと思います。

2 番  ただ今のお話ですが、私はこの付近の住民に対して意見照会をしています。実は、ここの何軒かは、反対されています。それは太陽光発電ができると、部屋の温度が何度か上がるということで、電気代が高くなるということでした。そこで、私、農業委員としては、他の農地が大丈夫かという観点で判断します、と言いました。また、業者が自治会に対して説明を行いました、参加者は数名でしたが、開催したということで通知がされました、と言いました。それで、農業委員としては、自治会としての問題となります、と言ってあります。それと、ここは戦後に開拓されたところで、農業組合は既に解散されており、ありません。それで農地の管轄は違う所の農業組合の管轄となっておりますし、ほとんどが宅地化されており、新興団地の住民さんで自治会機能が無いようなところでした。このような案件は、聞けば、どうぞしてください、という人はおられないと思います。

9  番  私たち農業委員の権限としては無いのですが、先程お話したような反対の事例もありますので、農業委員会の責任ではないと思いますが、うまく進んでいくようなことを考えないといけないと思います。ここも自治会としての機能が無いようで、住民の方が意見を言うような場もないようですので、事務局から説明のあった自治会の同意書といってもいささか不安があります。かと言って反対するものではありませんが、そのあたりを説明して議論できるような場が必要ではないかと思います。

1 4 番  私の地元の所では、太陽光発電をされているところが多いのですが、パネルの反射の問題はあります。特に2階部分に光が入って来るといいますし、アレルギーの方もおられて、そこを配慮して後退して設置されたという経過もあります。当時、私も近隣の一人として説明には参加しましたが、その後何度も話し合いをされて決着された、ということで、そのようなことをしっかりやっておかないと後々に問題が起こるのかなと思います。

議  長  先々月に〇〇〇町の大規模太陽光発電の現地調査で伺ったのですが、業者が近隣の田の作物に影響が出ないように高さを変えたり、角度を調整したりということを、地元の協議との中で行ったと聞きました。ただ今の案件ですが、事務局から申請業者に話しをして、地元の了解が得られるようにしてほしいと思います。農業委員会の手続きの中で必要であるか、ないかは別として、そのような配慮をしていただくように指導していただければと思います。

20番 太陽光発電にかかる全般の話ですが、倉庫の屋根などに設置されている方もかなりあります。農地転用にかかわらず、太陽光にかかるそのものの設置に対する全般の基準というものを行政として必要であると思います。

議長 太陽光発電の設置許可というものは、農地転用とは別にどこかの部署でされているのですか。

事務局 許可というものではありませんが、出力を10kwを超えるものについては、都市計画課で、東近江市太陽光発電設備設置に関する指導要綱がございますので、届出にはなりますが、本案件につきましても、2月27日付けで届出がされておりますので、転用が絡む太陽光発電につきましても、都市計画課と連携しながら進めてまいりたいと考えています。

9番 都市計画課に届出された後の判断の中には、住民との調和と申しますか了解と申しますか、そのようなものはあるのですか。

事務局 太陽光につきましては、特に反射の関係で近隣の生活されている方に迷惑をかけるということが懸念されます。そういう部分につきましては、都市計画課においても十分に理解しておりますが、特にどういう反射があるのか、何時からはどちら方向から光が入ってどこに反射があるのかなどを十分に検討されたうえで指導されていると聞いております。

議長 いろいろご意見がございましたが、事務局においては都市計画課と十分に連携を取っていただいて、また、このような意見があったということを伝えていただいて、今後の太陽光発電の認可にあたっての方策にしていきたいと思っております。

他にご意見はございませんか。

(異議なし)

それでは、2番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、3番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

20番 先程の現地説明でも申しましたが、建物が老朽化していますので、買われる方に押しつけるのは気の毒なことですが、近隣の住民の方に迷惑になると困りますので、そのあたりをよろしく願いしておきます。

22番 この現場に進入する道路はあまり広くないところと認識していますが、申請人は大型の機械を多数所有しておられますが、ダンプなどでここに入るのに狭くないでしょうか。

3 番 申請書類ではダンプを置くという計画にはなっていません。除雪のための機械をオフシーズンに置いておくということです。

事務局 補足させていただきます。転用目的は車両置場となっております。配置図で言いますと右の2つが除雪機械で、その他にローラー、ホッパー、発電機などを置かれる予定で、どちらかと言いますと車両置場というより倉庫に近いものと考えていただければよろしいかと思えます。

議 長 他にご意見はございませんか。

(異議なし)

それでは、5番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第3号「事業計画変更の承認申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号の事業計画変更承認申請についてご説明いたします。

本件の説明に入ります前に、この土地の農地法第5条許可に係る事業計画変更に至る経過をご説明いたします。

当初計画は、平成22年2月10日開催の農地部会、議案第2号、整理番号第4号において審議され、東近江市上中野町字花之頭〇〇〇番、登記地目、現況地目ともに「田」、面積950㎡の土地を、農舎の建築を目的に、平成22年2月19日付け、東近江市農委指令第〇〇〇号で許可があったものです。

転用許可後、造成はされましたが、資金調達が難しくなったことで、農舎の規模とレイアウトの変更が必要で保留状態となり、農舎の建築には至らず今日に至っています。

今回の事業計画変更は、転用の目的・面積には変更はなく、当初申請地に農舎の規模と事業レイアウトの変更を申請されたものです。譲受人の法人名称と所在地については、平成27年6月5日に有限会社〇〇〇〇を商号変更され、移行されたことによる変更となっております。

変更されます土地の利用計画につきましては、農舎の建築は2棟とし、うち1棟は建築面積39.83㎡で先行して建築し、肥料等の農業資材保管庫と小型農機具格納庫として利用する計画です。もう1棟は建築面積183.46㎡で、乾燥調製施設と大型農機具格納・出荷作業用スペースとして利用される計画で、その他は職員駐車場と有機肥料置場のスペース、搬入・搬出スペースとして利用されるものです。

今回は事業レイアウトのみの変更で、被害防除の面からも周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれもなく、周辺農地への影響は事業計画変更後も変わらないために、農地転用許可基準により転用許可相当と認められるため、承認することが相当と考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
本案についても事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

2 1 番 それでは、報告します。変更は有限会社が株式会社になったことと、当初は大きな建物を計画されていたのですが、まず小さな倉庫を建てて、そこに肥料や材料を格納することとして、その後に乾燥調整する大きな建物を建てるということです。写真の後ろに写っているのは有機堆肥が入ったフレコンですが、これを使って肥料を調整するというです。障害者の方が多くおられますので、分かりやすい施設設計にされるようです。特に問題もなく許可相当と考えますのでよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。  
それでは審議に入ります。本件について何かご意見はございますか。  
(異議なし)

3 番 今回の変更申請で変わったところは、申請人が代わったことだけですか。

事務局 元は大きな建物を1棟建築される予定でしたが、資金的に厳しくなったということで、小さい倉庫を先に建築されて、大きな建物は後から建築されるということでした。

1 2 番 22年当時は現況が「田」で、今回は「雑種地」となっていますが、最初の許可後に埋め立てて雑種地になったということですか。

事務局 当初の段階では「田」でしたが、許可後に埋め立てられて、現在は雑種地になっています。

議 長 他にご意見はございませんか。  
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。  
(挙手全員)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」と、議案第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について」を一括して議題とします。  
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 それでは、議案第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」と、議案第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について」を順次報告させていただきます。

まず、議案第4号の番号1についてです。

本件の届出者は、東近江市小脇町に居住する者で、届出の所在地は東近江市小脇町字福〇〇〇番で、登記地目「畑」、現況地目「宅地」で、面積は287㎡です。

位置については、市立箕作小学校から南へ約400m離れた「第2種中高層住専」内に位置します。転用目的は、農業用倉庫です。

届出地は、宅地に囲まれた一角で、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

続きまして、議案第5号の番号1番についてご説明します。

本件の譲受人は、野洲市行畑に居住する者で、譲渡人は、愛知県半田市に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市山路町字西南川〇〇〇番で、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積は472㎡となります。

位置については、能登川スポーツセンターから南東へ約550m離れた「第1種住居」内に位置します。転用目的は、住宅用地です

届出地は、周囲を住宅と田に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

2番について、ご説明します。

本件の借受人は、東近江市東沖野1丁目に居住する者で、貸渡人は、東近江市東沖野1丁目に居住する者で、使用賃借により借り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市東沖野1丁目字沖野〇〇〇番、外1筆で、登記地目、現況地目ともに「畑」で、面積は併せて780㎡となります。

位置については、市立南部コミュニティーセンターから北西へ約600m離れた「第2種中高層住専」内に位置します。転用目的は、住宅です

届出地は、周囲を道路と宅地に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

3番について、ご説明します。

本件の譲受人は、守山市馬石田町で不動産業を営む法人で、譲渡人は、東近江市宮荘町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市宮莊町字内屋敷〇〇〇番、外1筆で、登記地目、現況地目ともに「畑」等で、面積は併せて40㎡となります。

位置については、市立あじさい幼稚園から北東へ約330m離れた「第1種中高層住専」内に位置します。転用目的は、分譲住宅です

届出地は、周囲を道路と宅地に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

4番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市山路町で不動産業を営む法人で、譲渡人は、京都府城陽市に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市佐野町字大門〇〇〇番で、登記地目、現況地目ともに「畑」等で、面積は585㎡となります。

位置については、市立能登川南小学校から西へ約500m離れた「第1種住居」内に位置します。転用目的は、分譲住宅です

届出地は、周囲を宅地に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

5番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市宮莊町で不動産業を営む法人で、譲渡人は、東近江市五個荘小幡町他に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市五個荘小幡町字横川原〇〇〇番、外1筆で、登記地目、現況地目ともに「畑」等で、面積は併せて2,869㎡となります。

位置については、五個荘支所から北西へ約850m離れた「工業地域」内に位置します。転用目的は、工業用地です

届出地は、周囲を道路と工場に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

6番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市梁瀬町で不動産業を営む法人で、譲渡人は、東近江市五個荘梁瀬町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市五個荘梁瀬町字上毘沙門〇〇〇番で、登記地目「畑」、現況地目は「雑種地」で、面積は119㎡となります。

位置については、市立あじさい幼稚園から北へ約400m離れた「工業地域」内に位置します。転用目的は、駐車場です

届出地は、周囲を畑と工場に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、4条届出1件、5条届出6件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」により交付しております。

以上、報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。本案につきましては、報告事項に留めます。

議 長 次に、議案第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」を議題と致します。  
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定に基づき、相続等により農地の権利を取得した旨、次のとおり届出があり、受理通知書を交付したので報告します。

今回の番号1から番号15につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。

届出人について、「あっせん希望の有無」については、すべて「無」となっております。

なお、届出をされた者への受理通知につきましては、届出された農地について「農地台帳」等関係書類により確認後、第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

以上、報告とさせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりました。本案につきましても、報告事項に留めます。

議 長 次に、議案第7号「2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について」を議題と致します。  
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 本議案につきましては、農地の所有者等自らが耕作の事業のために農業用施設等に供する場合で、2アール未満に限って農地法第4条の許可を要しないとなっております、その届出があったものです。

1番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市青山町に居住し、約116㎡の経営面積を持つ農業者で、届出の所在地は、東近江市曾根町字羽根〇〇〇番で、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積159㎡の土地に農業用倉庫を建築するため届出されたものです。

届出理由につきましては、現在使用している施設が老朽化により屋根や床面の破損が著しく、新しく建築する必要があることと農地に近く効果的な農業施設として使用することができることから届出があったものです。

利用計画につきましては、平屋建ての農業用倉庫1棟とし、農業用機械ほか肥料、農機具等農業用資材の保管場所として利用するとのことです。

届出地は、市立愛東南小学校から西へ約850mに位置し、農道と畑に囲まれた都市計画法の市街化調整区域内の農用地区域内農地で、関係書類も添付されており、転用については支障なく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、本件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」として交付しております。  
以上報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。本案につきましても、報告事項に留めます。

議長 次に、議案第8号「農地の貸借権の合意解約の報告について」を議題と致します。  
事務局の報告を求めます。

事務局 はじめに貸借権の合意解約につきましては、1番から12番までです。  
届出の3番、4番、6番、が「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用配分計画」による解約で、それ以外が「農業経営基盤強化促進法」による解約です。  
また、農地中間管理事業に関連する解約につきましては、届出3番、4番、6番が「農地中間管理機構と担い手によります農地利用配分計画」の解約で、5番、7番は、「所有者と農地中間管理機構との農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約ということで届出されたものです。  
解約理由につきましては、届出2番と、4番から7番、そして9番が売買に伴う解約で、これ以外は貸替えに伴う解約となっています。

使用貸借の合意解約につきましては、1番と2番です。  
届出は、全て「農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約です。  
解約理由につきましては、すべて貸替えに伴う解約となっています。  
以上、報告とします。

議長 事務局の報告が終わりました。本案につきましても、報告事項に留めます。

議長 次に、議案第9号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題と致します。  
また、本議案につきましては、申請者の関係者に、〇〇〇〇委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

主事 議案第9号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明します。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。  
農用地利用集積計画は3月29日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され、利用権が設定されることとなります。

初めに修正がございます。

平成31年3月29日付け公告予定でありました34ページの番号44の3筆ですが、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の両者の申出により取り下げ申請書が提出されました。それに伴い、議案書の34ページ44番は欠番とさせていただきます、表紙のページの数字等も変更となりますので、本日お渡しさせていただきます。表紙と差し替えをお願いさせていただきますと思います。

差し替え後の表紙を見ていただきまして、今回の所有権移転は11件、17筆、22,645㎡、利用権設定は186件、425筆、856,772㎡、このうち、円滑化事業により農協を間にはさんだ貸借は110件、264筆、556,431㎡です。設定を受ける認定農業者は33名で733,033㎡が集積されており、認定農業者への集積率は約83%です。

まず、議案の1ページから10ページ目までが所有権移転で、11ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権を移転する農地は山上町の2筆であり、2筆で〇〇〇〇円を対価として売買により、平成31年4月5日に所有権が移転され、移転をする者は山上町に居住する者で、移転を受ける者も山上町に居住する認定農業者となっております。

2ページの番号2・3の所有権を移転する農地は五個荘石馬寺町の1筆と2筆であり、1筆で〇〇〇〇円を対価とするものと、2筆で〇〇〇〇円を対価とするもので、売買により平成31年4月5日に所有権が移転され、移転をする者は五個荘金堂町と石馬寺町に居住する者で、移転を受ける者は五個荘石馬寺町に居住する認定農業者となっております。

3ページの番号4の所有権を移転する農地は平松町の1筆であり、贈与により、平成31年3月29日に所有権が移転され、移転をする者は増坊町に居住する者で、移転を受ける者は園町に居住する認定農業者となっております。

4ページの番号5の所有権を移転する農地は中岸本町の1筆であり、1筆で〇〇〇〇円を対価として売買により平成31年4月5日に所有権が移転され、移転をする者は池庄町に居住する者で、移転を受ける者は中岸本町に居住する認定農業者となっております。

5ページの番号6の所有権を移転する農地は、きぬがさ町の1筆であり、1筆を6ページのきぬがさ町967-1の1筆との交換により平成31年3月29日に所有権が移転され、移転をする者はきぬがさ町に居住する者で、移転を受ける者は南須田町に居住する者となっております。

移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されておりませんが、認定農家である農事組合法人〇〇〇〇の構成員であり、農地を取得したと同時に、36ページの番号50に記載されておりますように、同法人と利用権設定しております。そのため、利用権設定は平成31年3月29日を始期日としております。

このことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3号2項に記載されているように、〇〇〇〇さんは認定農業者である法人の構成員であることから、所有

権移転と同日付で法人に利用権設定をすることによって所有権移転が出来るものです。

6 ページの番号7の所有権を移転する農地は、きぬがさ町の1筆であり、1筆を5ページのきぬがさ町990-1の1筆との交換により平成31年3月29日に所有権が移転され、移転をする者は南須田町に居住する者で移転を受ける者はきぬがさ町に居住する認定農業者となっております。

7 ページの番号8の所有権を移転する農地は伊庭町の2筆であり、贈与により平成31年3月29日に所有権が移転され、移転をする者は伊庭町に居住する者で、移転を受ける者も伊庭町に居住する認定新規就農者となっております。

8 ページの番号9の所有権を移転する農地は伊庭町の2筆であり、2筆で〇〇〇〇円を対価として売買により平成31年3月29日に所有権が移転され、移転をする者は伊庭町に居住する者で、移転を受ける者も伊庭町に居住する認定新規就農者となっております。

9 ページの番号10の所有権を移転する農地は栗見新田町の2筆であり、2筆で〇〇〇〇円を対価として売買により、平成31年3月29日に所有権が移転され、移転をする者は垣見町に居住する者で、移転を受ける者は栗見新田町に居住する認定農業者となっております。

10 ページの番号11の所有権を移転する農地は石塔町と綺田町の2筆であり、2筆で〇〇〇〇円を対価として売買により、平成31年4月5日に所有権が移転され、移転をする者は大阪府大東市に居住する者で、移転を受ける者は石塔町に居住する認定農業者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、11ページから47ページまでが所有者と耕作者による利用権設定で、48ページ以降が円滑化事業による貸借となっております。

46ページの番号73の利用権設定については、設定を受ける者の住所が愛知県尾張旭市となっておりますが、実際には東近江市長峰に居住しているということで生活拠点に通作可能距離にあるとのことでした。

また、設定する者が〇〇〇町自治会となっておりますが、昭和63年当時の土地改良法の換地処分による所有権移転登記の際に、当時の自治会の代表者の名義貸しにより農地を所有されておりましたが、委任期間の終了に伴い〇〇〇町自治会が地縁団体となったことから所有者が自治会となっております。

88ページの番号下から二段目に祇園町大下〇〇〇という筆がありますが、文字化けしており正しくは祇園町の祇という文字が入りますので訂正をお願いいたします。

以上が補足説明です。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。

どうぞよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、ここで審議に入ります前に、〇〇〇〇委員には、退席をお願いします。

(〇〇〇〇委員、退席・退室)

議 長 本案につきまして何かご意見はございますか。

1 2 番 教えてほしいのですが、11ページと12ページの方は認定農業者の方ではないのですか。

1 9 番 せっかくですので、ここで整理してもらって、所有権移転、利用権設定、円滑化事業を、どのような場合に適用されていくのかお話いただけますか。

主 事 基盤強化法の所有権移転ですが、対象となる筆が青地であることと、買われる方が認定農業者であることが要件です。しかし、5ページの番号6の方のように、移転を受ける方が認定農業者ではないのですが、認定農業者である農事組合法人の構成員である場合は特例で、所有権移転と同時に法人に貸し付ける場合に所有権移転をすることができます。

次に、基盤強化法の利用権設定ですが、下限面積である5反要件がありますが、満たない方でも取得後に5反要件がクリアできるようでしたら、営農計画書を提出いただければ利用権設定することができます。

次に、円滑化事業ですが、相対の利用権設定ではなくて、間に農協さんが入られまして三者による貸し借りの契約が結ばれるものです。

2 2 番 追加ですが、基盤強化法での所有権移転もありますし、農地法の3条による所有権移転もあります。この違いは、基盤強化法の場合は、取得される方が認定農業者でないとダメですが、3条申請は認定農家でなくても良いということです。もう一つは、3条申請の場合は、登記手続きは農業委員会の許可書をもって、申請人で登記申請しなければなりません。基盤強化法の場合は、市で責任を持って登記していただけるということです。そこが大きな違いです。

主 事 補足説明ですが、基盤強化法の登記ですが、認定農業者の場合は市で行いますが、先程の5ページの番号6の方のように、移転を受ける方が認定農業者ではなく、農事組合法人の構成員である場合の登記は、個人で行っていただいております。

議 長 他に何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは、審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員の入室、着席をお願いします。

(〇〇〇〇委員、入室・着席)

議長 次に、議案第10号「東近江市農業委員会規程の一部改正について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号東近江市農業委員会規程の一部改正について説明します。

議案書16ページと別紙「新旧対照表」をご覧ください

本議案は、平成30年11月16日に改正農地法が施行され新たに農地法第43条と44条が新設されたことに伴い東近江市農業委員会規程の一部を改正するものです。

今回の改正では「農作物栽培高度化施設」という基準が設けられることになりました。これは、「農作物栽培高度化施設」と認定されると施設の底面をコンクリートやそれに類するもので覆っても、農作物を栽培する場合には「耕作」と認められることとなりますが、ただし、コンクリート張りにする前には、その旨を事前に農業委員会に届け出なければならぬとなりました。

このことから、別紙「新旧対照表」のとおり、規程専決事項の第14条項中の(8)を改正後(案)のとおり改正するものです

今回の農地法改正について別紙「規程案の概要」のとおり、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにしようとする、農地転用許可が必要となり、また固定資産税も増加することから農地のまま設置することができないのが現状でした。

今回の農地法等の改正では、農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする事ができることとなります。

農地法第43条の内容につきましては、先にお配りしております、農業用ハウスの底面を前面コンクリート張りした場合の取り扱いについて、というパンフレットで説明させていただきます。

表紙に書いてありますように、水耕栽培や収穫用ロボットの導入等によりハウスの底面を前面コンクリート張りにする場合に転用としない制度が創設されています。

2ページ目には基準などが書かれておりますが、水稻の育苗用のハウスは該当しないということですし、3ページの中程にありますように施設を設置する場合は、敷地境界から何メートルかはセットバックしなければいけないなどの詳細な規定があります。

これらは、主に施設園芸を想定されていますので、育苗ハウスには無理がありますが、このようなことをされる場合には、農地法第43条の届出が必要となりますので、今回、農業委員会規程の専決事項の一部を改正させていただくものでございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
本案について、何かご意見はございませんか。
- 議 長 この届出があって、その後、作物が栽培されているか、いないかの確認業務は誰がするのですか。
- 事務局 ご指摘がありました件ですが、農作物が栽培される期間が6ヶ月未満である場合は、それ以外に使っていただくことができませんので、確認をしなければならぬのですが、毎月1回、農業委員会が確認を行うという決まりになっております。先程の説明にありましたように、1年のうち3、4ヶ月しか使わないという場合には、基本的には該当しないと考えておりまして、通年で栽培される方に限定されたものと考えています。
- 20番 ハウスを建てて栽培をやりました、ところが一年でやめました、という場合には、撤去していただくのか、改めて転用を申請していただくのか、どうなるのですか。
- 事務局 ご指摘ありますように、農業をやめられた場合には、他の目的があれば転用申請ということになりますし、何もされないということであれば農地に復旧していただくということになります。
- 12番 この場合、農業用ハウスですので、青地でも白地でもいけるのですね。先程のご意見の続きですが、例えば、青地で農業をされていた方が亡くなられて、後継者もおられないという場合、転用とはいかないので農地に戻していただくこととなりますね。
- 事務局 青地ですが、農業用施設としての利用計画があれば転用は可能ですが、住宅などの場合は転用は不可能ですので、農業用施設以外の場合は農地に復元していただくこととなります。
- 議 長 他に何かご意見はございますか。  
(異議なし)
- 議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
- 議 長 次に「報告事項」に移ります。事務局の報告を求めます。
- 事務局 それでは、報告事項として「下限面積、別段の面積について」報告します。

農地法第3条第1項により農地又は採草放牧地について、所有権等移転及び設定する場合は、農業委員会の許可を受けなければならない、取得後において農地又は採草放牧地の面積が北海道では2<sup>㌥</sup>、都道府県では50<sup>㌥</sup>に達しない場合は許可できないとしています。

しかし、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになっています。

本市では、平成21年12月15日から下限面積を設定しています。

下限面積（別段の面積）の運営上、設定しております下限面積（別段面積）の修正等の必要性について、毎年、農業委員会において報告することは必要と考えられます。このため、平成31年度の下限面積（別段面積）の設定について以下のとおり報告します。

なお、下限面積（別段面積）の設定および修正の必要性が生じた場合は、月例総会にて協議をお願いするものです。

資料をご覧ください。

まず、（1）農地法施行規則第17条第1項の適用による設定区域ですが、下限面積が、「平均的な経営規模が小さい地域等によりその実情が適さない」と判断される場合には10アール以上において別段面積を設定できるとなっております。

このことから、当委員会において平成21年12月15日付けで、「相谷町は30アール」、「杠葉尾町及び黄和田町は10アール」と別段面積を設定し、現在まで継続しております。

まず、相谷町区域につきましては、平成19年度から始まりましたほ場整備において、受益面積約11.5haの相谷工区につきましては、平成27年3月に工事が完了し、平成28年度に確定測量を実施、平成30年度3月に換地処分を完了されます。

また、受益面積約5.6haが追加された新田工区は、平成28年度から平成30年度の3か年で工事を完了し、平成31年度確定測量、平成33年度で換地処分完了という予定であります。

このことから、下限面積設定後、該当地区の状況の変化及び支障も生じていないため、引き続き今回も「下限面積を30アール」とするものであります。

ただし、ほ場整備、換地処分が完了後は、50アールに下限面積への変更等を検討する予定であります。

次に杠葉尾・黄和田町区域であります。小規模な既成農地であり、耕作者は年々減少傾向にあります。しかしながら、山間部の中でも「田」と「茶畑」が混在し、経営面積がある状況は変わっていないことから、下限面積設定後、該当地区の状況の変化及び支障も生じていないため、引き続き今回も「下限面積を10アール」とするものであります。

次に、農地法施行規則第17条第2項の適用による設定区域ですが、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積が、「高齢兼業化等により、農地の遊休化が深刻な状況であり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない」と判断される場合には、10アール以下の別段面積も設定できるとなっております。

このことから、当委員会において平成21年12月15日付けで、「佐目町、蓼畑町、政所町、箕川町、蛭谷町、君ヶ畑町」の6町については、5アールの別段面積を設定し、現在まで継続しております。

この「佐目町、蓼畑町、政所町、箕川町、蛭谷町、君ヶ畑町」の6町の区域については、昔からのお茶の産地で「田」はほとんどなく、「茶畑」が山間部に点在し、後継者もなく高齢化が進んでおり、獣害による被害が多く、また、年々農地が山林化している状況で10アールの「茶畑」を集積するのは難しい状況で著しい担い手不足の地域であることから、下限面積設定後、該当地区の状況の変化及び支障も生じていないため、引き続き今回も「下限面積を5アール」とするものであります。

なお、先般の第10回12月期の月例総会におきまして、承認頂きました大萩町と東近江市全域の空家に付属した農地につきましては、変更はありません。

以上のとおり、現在設定しております下限面積の別段面積につきましては、今後も引き続き設定していくという考えでございますのでよろしくお願い申し上げます。なお、資料に付けております一覧表2枚は、現在の各地域の耕作面積の規模、1筆当たりや農家当たりの面積の状況を一覧表にしたものです。このような状況ですので、説明しました別段面積が必要であるということをご理解願います。以上でございます。。

議 長 事務局の報告が終わりました。  
ただいまの報告事項について、何かご意見はございますか。

議 長 相谷町は、ほ場整備が終わったら戻すとお聞きしましたが、50アールに戻すということですか。

事務局 現在、一町歩区画での整備が進んでおりますし、担い手に集積もされており、耕作条件も随分と変化しておりますので、いずれ50アールに戻したいと考えていますが、変更する場合には、農業委員会にお諮りしご承認をいただくことになると思っております。

議 長 他に何かご意見はございますか。  
(異議なし)

議 長 それでは、これで「報告事項」を終わります。

議 長 以上で本日の議事及び協議、報告案件はすべて終了致しました。  
これをもって平成30年度、第12回、3月期の月例総会を終了致します。  
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長           ○ ○ ○ ○

4 番           ○ ○ ○ ○

5 番           ○ ○ ○ ○